

平成 30 年 2 月 27 日

健康診断ご利用のお客様 各位

一般財団法人 石川県予防医学協会

労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施につきまして

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施」につきまして、従業員の皆さまの適切な健康管理の観点から、総合健康診断機関としての当協会の指針を下記及び別紙①のとおりまとめさせていただきました。

この指針は、厚生労働省からの通達に基づき、石川労働局が発信された通達(別紙②)を踏まえ、「健康経営」の概念に基づき作成いたしました。

お客様におかれましては、石川労働局の通達及び「健康経営」を实践いただきたく、当協会の指針にご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 定期健康診断における項目について

労働安全衛生法に基づく定期健康診断では、基本的に全従業員の皆さまに全項目を受診いただくことを基本とさせていただきます。

2. 血糖検査

当協会では血糖(空腹時血糖または食後血糖)と HbA1c の両方を実施いただくことを基本とさせていただきます。また、料金につきましては改定をお願いしたいと存じます。(別紙①の 1.)

※HbA1c は検査当日の食事の影響を受けず、過去 1~3 か月程度の血糖値の状態を反映しています。

3. 健診機関としての精度管理

通達では、委託先の健診機関が精度管理を含め健康診断を適切に実施しているか確認するように求めています。当協会は別紙①の 4.のとおり実施しております。

以上

【お問い合わせ】

業務部 出張健診渉外グループ

施設健診渉外グループ

TEL:076-249-7222

FAX:076-269-4663

【別紙①】

1. 労働安全衛生法と通達を踏まえた定期健康診断項目

食生活の欧米化をはじめとした様々な要因により、若い世代の糖尿病、高血圧、脂質異常症などが増加傾向にあり、低年齢化する生活習慣病が懸念されていることから、全項目を受診ください。

下記の 7~12 が省略可能とされる 40 歳未満の方(35 歳除く)については**医師が必要でないと認めない限りその項目を省略できません(注)。**

○当協会の指針 (11 の血糖検査の内容と料金の改定)

定期健康診断項目(従来)	定期健康診断項目(平成 30 年度より)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、視力及び聴力の検査	3 身長、体重、視力及び聴力の検査
4 尿検査(糖、蛋白)	4 尿検査(糖、蛋白)
5 胸部 X 線検査	5 胸部 X 線検査
6 血圧測定	6 血圧測定
7 腹囲測定	7 腹囲測定
8 貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット)	8 貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット)
9 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	9 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
10 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪)	10 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪)
11 血糖検査(空腹時血糖 または 食後 HbA1c)	11 血糖検査(空腹時血糖+HbA1c または 食後血糖+HbA1c)
12 心電図検査	※空腹時血糖または食後血糖に HbA1c を追加のため 300 円(税別)加算となります。 12 心電図検査

・料金 計 5,500 円(税別)

計 5,800 円(税別) (外来・胸部間接撮影の場合)

※血中脂質検査の LDL コレステロールは直接測定法で実施

※血清クレアチニン検査を追加する場合、150 円(税別)追加

(注) : 「医師が必要でないと認める」とは、個々の労働者ごとに医師が自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、総合的に判断することをいいます。したがって、年齢等により機械的に決定されるものでないことに留意してください。

2. 省略項目について

- (1) 産業医等の医師から項目省略のご指示を受けておられない場合は、年齢等による一律の項目省略を行うことが出来ない規定となっております。
- (2) 法令で認められる項目の省略につきましては、従業員の健康管理を行っておられる産業医等の医師から、対象者、省略項目のご指示が必要となります。検査省略対象者情報(名簿など)を当協会に事前にご提出ください。
- (3) また年 2 回目の健康診断においても、上記 5 のみは省略することができますが、その他に

関しては産業医などの医師にご相談ください。

3. 血糖検査について

血糖検査については、平成 30 年度から空腹時血糖または食後血糖が検査項目とされ、食後の場合に HbA1c で代替させる検査項目構成は廃止となります。しかしながら、糖尿病の早期診断には HbA1c の実施が非常に有効であること、また食後血糖(3.5 時間未満)のみではメタボリック判定や特定保健指導の階層化が実施できないことなどを鑑み、当協会では血糖と HbA1c の両方実施いただくことを基本とさせていただきます。

4. 健診機関としての精度管理

通達では、事業者の皆さまに委託先の健診機関が精度管理を含め健康診断の適切な実施状況を確認することを求めています。以下に、当協会の精度管理に関する取り組みを記載させていただきます。

(1) 医学的見地に基づく精度管理

- ・正確な健康診断結果を提供させていただくにあたり、外部の客観的な評価をいただくため、7 つの部会から構成される集検事業管理指導委員会を組織しております。石川県内の主要な医療機関の医師が外部委員として参加される年 2 回を基本とした委員会を開催し、症例検討等を行い、健康診断事業の維持向上に努めております。
- ・外部機関(一般社団法人日本総合健診医学会、公益財団法人予防医学事業中央会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)による施設認定制度や X 線検査、臨床検査等の精度管理事業に参加し、日常業務に関する第三者による評価に基づき、医療技術の維持向上に努めております。

(2) 品質保証に基づく精度管理

- ・品質保証に関する国際規格 ISO9001 の認証を取得し、構築した品質マネジメントシステムを遵守することにより、健康診断事業の品質確保に取り組んでおります。また、審査機関による年 1 回の審査を受審し、第三者による評価に基づき、品質の維持向上に努めております。

(3) 情報セキュリティに基づく精度管理

- ・情報セキュリティに関する国際規格 ISO27001 の認証を取得し、構築した情報セキュリティマネジメントシステムを遵守することにより、お客様の大切な健康診断結果をはじめとした機密性の高い重要な情報のセキュリティ確保に取り組んでおります。また、審査機関による年 2 回の審査を受審し、第三者による評価に基づき、情報セキュリティの維持向上に努めております。

当協会の指針については企業が経営理念に基づき、従業員等の健康維持増進に取り組むことが、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上につながることを期待される「健康経営」の概念に基づき作成しました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上